

子育て・子育てワイワイプランにおける子どもの権利に関わる事業一覧【令和6年度実績】

第2回「子ども・若者の権利の観点」からの評価・検証専門部会
令和7年8月6日

資料4

【自己評価の基準】

「A」: 予定どおり実施(達成)できた 「B」: 予定していた一部が実施(達成)できた
「C」: 予定していたが実施(達成)できなかった 「―」: 該当事業なし又は当該年度に事業予定なし

※子どもの権利の観点に係る事業を抜粋

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価	取組実績(令和6年度)(2)子どもの視点での評価	自己評価
1 子どもの主体的な参加ですすめる											
1-1 子どもの権利の尊重											
	01	重-1		【新規】R2～子ども相談室の運営	第9条、第15～23条	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを含めた市民への啓発品を配布する。 より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEを定期的に投稿することにより、子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。 子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることも併せて周知していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 主な啓発品配布実績 子ども相談室 ほっとルームリーフレット 機関紙(ほっとルーム通信) 子ども条例副読本 子ども条例広報冊子 子ども相談室PRカード 子ども条例リーフレット 子ども相談室周知ポスター 子ども相談室相談件数等 令和6年度新規相談 75件、令和6年度対応回数 1,033回 切手を貼らずに郵便ポストに投函できるほっとルームレターのモデル校での施行 出張ほっとルームの小学校、児童センターでの施行実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ①相談しやすいと思う方法についてアンケートを実施し、次年度以降のほっとルームレターによる相談方法に反映した。 ほっとルームレターのデザインや中の説明文について子どもにヒアリングを行い、次年度のデザイン等に反映した。 ②機関紙(ほっとルーム通信)の作成にあたり、イラストを多用するなど親しみやすい工夫をし、使用する文字は小学6年生が読める文字を使用し、学校経由で配布した。 アスタビジョンで子ども向けの動画を放映した。 ③子ども条例・子ども相談室ほっとルームアンケートを中学1年生に実施。子どもの認知度を把握している。 	A
	02	重-1 重-3 重-6		子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	第6条、第7条、第14条	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 各種啓発物の配布について計画的な配布を進める。 子ども条例市民講座を開催するほか、市民まつり、ルピナスまつりなどのイベントに参加することで市民に対し広く普及啓発を行う。 市内小・中学校の児童生徒を対象に子どもの権利擁護委員等を講師とした出張授業を行う。 子ども相談室紹介動画により、子ども相談室を広く周知し、子育てハンドブックに啓発のページを設ける。 普及啓発の課題を整理するため、認知度等に関するアンケートを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 主な啓発品配布実績 子ども相談室 ほっとルームリーフレット 機関紙(ほっとルーム通信) 子ども条例副読本 子ども条例広報冊子 子ども相談室PRカード 子ども条例リーフレット 子ども相談室周知ポスター 子ども条例市民講座を開催し、子ども条例について市民へ周知啓発を行った。 市民まつり、ルピナスまつりに参加し、市民に対し広く普及啓発を行った。 子どもの権利擁護について子ども自身に知らってもらうため市立小・中学校に出向き出張授業を行った。 子育てハンドブック巻頭ページに子ども条例や子どもの権利擁護の仕組みを掲載し、就学前の子どもの保護者を対象とした広報啓発の方法を工夫した。 普及啓発の課題を整理するため、市立中学校の1年生を対象に認知度等に関するアンケートを実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ①機関紙(ほっとルーム通信)上で居場所についてWEBでアンケートを行い、結果を市HPで公表した。 ②機関紙(ほっとルーム通信)の作成にあたり、イラストを多用するなど親しみやすい工夫をし、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 副読本、広報冊子等の発行。市民まつり、ルピナスまつりで子ども向けの企画を実施。 ③子ども条例・子ども相談室ほっとルームアンケートを中学1年生に実施。条例の認知度等を把握している。 	A
						教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育推進委員委員会を開催し、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」の意義等について周知する。 各校の子ども条例への取組や人権課題への迫り方など、「あったか先生推進教師」を中心に情報交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育推進委員委員会を開催し、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」の意義等について周知した。 各校の子ども条例への取組や人権課題への迫り方など、「あったか先生推進教師」を中心に情報交換を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 管理職や「あったか先生推進教師」を中心に、毎月「あったか先生チェックシート」を記入するよう呼びかけ、人権を意識した研修を行い、児童・生徒へのかかわり方などを学ぶ機会を作った。 	A

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	取組実績(令和6年度)(2)子どもの視点での評価		
									自己評価	自己評価	
1-1	07			【名称変更】R2～子ども自身が相談しやすい体制の充実 (【旧名称】子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討)	第9条	子ども家庭支援センター	継続して実施する。	①実施した。 市内全公立小中学生向けに児童虐待・ヤングケアラー啓発リーフレットを自主作成し、相談先として子ども家庭支援センターを案内を配布した。児童虐待啓発は夏休み前に、ヤングケアラー啓発は春休み前に配布した。 リーフレットに掲載した様々な状況におかれるキャラクターを見てもらうことで、子ども自身が自らの状況に気づくヒントになるよう工夫した。	A	①児童虐待啓発のリーフレットには、切り込みを入れると小さな絵本になる、工作する手順をいれて、少しでも長い時間手に取って眺めてもらう工夫をした。 ②児童虐待・ヤングケアラーリーフレット啓発リーフレットともに昨年と同様のデザインのリーフレットを配布したことにより、リーフレットの認知度をあげることを狙った。また教員、関係機関にも配布したことで、リーフレットの周知に努めた。 ③子どもたちが児童虐待・ヤングケアラーを理解すること、困った時の相談先として子ども家庭支援センターの周知ができた。ヤングケアラーが行う家事や家族のお世話の例のイラストを用いてヤングケアラーの概要を周知し、相談先として教員等の身近な大人や子ども相談室・子ども家庭支援センター等があることを案内した。	A
						子育て支援課	▶子ども相談室ほっとルームにおいて、引き続き子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施するほか、手紙、FAXでの相談を行う。 ▶子どもが相談したいことを書いて切手を貼らずに郵便ポストに投函できる「ほっとルームレター」をモデル校において試行する。 ▶子ども相談室ほっとルームについて、より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEの定期的な投稿等により子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図るほか、子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることを併せて周知していく。 ▶子ども自身が相談しやすい体制を充実させるため、子どもLINE相談について周知を進める。 ▶教育委員会と連携し、GIGAスクールタブレットの壁紙等への子ども相談室ほっとルームや子どもLINE相談の情報の掲載について検討する。	▶子ども相談室ほっとルームでは、子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施しているほか、手紙、FAXでの相談も受け付けている。 令和6年度はモデル校3校で切手を貼らずに郵便ポストに投函できるほっとルームレターを試行実施した。 子どもからの新規相談件数26件 ※全新規相談件数75件 ▶子ども自身が相談しやすい体制を充実させるため、子どもLINE相談を新たに開設した。 ▶教育委員会と連携し、GIGAスクールタブレットの壁紙への子ども相談室ほっとルーム及び子どもLINE相談の情報の掲載開始。	A	①相談しやすいと思う方法について子どもにアンケートを実施し、次年度以降のほっとルームレターによる相談方法に反映した。 ほっとルームレターのデザインや中の説明文について子どもにヒアリングを行い、次年度のデザイン等に反映した。 ②機関紙(ほっとルーム通信)の作成にあたり、イラストを多用するなど親しみやすい工夫をし、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 教育委員会と連携し、GIGAスクールタブレットの壁紙への子ども相談室ほっとルーム及び子どもLINE相談の情報を掲載。 アスタビジョンでの子ども向け動画放映 ③子ども条例・子ども相談室ほっとルームアンケートを中学1年生に実施した。	A
						子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載する。	▶子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載した。掲載内容も二次元コードの活用など、最新の情報に市民がすぐアクセスできる仕様に変更した。 ▶市ホームページから電子ブックでの閲覧できるようにし、紙面以外からも情報がわかるように工夫した。	A	子育て当事者向けの媒体であるため、子どもの権利の観点から事業を実施していない。	-
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶関係機関に対し、虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を行い、早期発見・通告・早期対応をするための知識向上を図った。 ▶プレスポビバりが丘、田無駅で児童虐待防止啓発物の配布を行った。 ▶田無警察署と子ども家庭支援センターの協働で作成した児童虐待防止の啓発動画をアスタビジョンにて放映した。また、西東京市のホームページにも掲載した。 ▶児童虐待推進防止月間(11月)を活用し、市のホームページに掲載、市報での広報、庁用車にマグネットステッカーを貼付けての周知等を行った。 4月に教育委員会の依頼にて、「児童虐待防止に係る対応の徹底及び児童虐待防止研修」を各小中学校へオンライン研修を実施した。	A	対応者向けの媒体であるため、子どもの権利の観点から事業を実施していない。	-
						子育て支援課	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。 ▶副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に電子データを送付する。	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を小学校及び中学校で実施した。 ▶小学校の授業で活用する副読本指導書の電子データを市立小学校へ送付し活用を推進した。	A	①前年度のアンケート結果をもとに市立小・中学校での出張授業等の実施について検討。 ②副読本、広報冊子などの発行。 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 ③出張授業実施後に授業を受けた感想を書いてもらい、次回以降の出張授業に生かしている。 子ども条例・子ども相談室ほっとルームアンケートを中学1年生に実施した。	A
						児童青少年課	引き続き、研修や巡回指導を通じ、子どもの権利について指導を行う。	子ども相談室の人権擁護員を講師にお招きし、学童クラブ指導員全員を対象に研修を実施し、子どもの権利について指導員としての心構えを学ぶ機会を設けた。	A	①なし ②なし ③なし	A
	13	重-1		虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実	第6条 第8条	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載する。	▶子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載した。掲載内容も二次元コードの活用など、最新の情報に市民がすぐアクセスできる仕様に変更した。 ▶市ホームページから電子ブックでの閲覧できるようにし、紙面以外からも情報がわかるように工夫した。	A	子育て当事者向けの媒体であるため、子どもの権利の観点から事業を実施していない。	-
						子ども家庭支援センター	継続して実施する。	▶関係機関に対し、虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を行い、早期発見・通告・早期対応をするための知識向上を図った。 ▶プレスポビバりが丘、田無駅で児童虐待防止啓発物の配布を行った。 ▶田無警察署と子ども家庭支援センターの協働で作成した児童虐待防止の啓発動画をアスタビジョンにて放映した。また、西東京市のホームページにも掲載した。 ▶児童虐待推進防止月間(11月)を活用し、市のホームページに掲載、市報での広報、庁用車にマグネットステッカーを貼付けての周知等を行った。 4月に教育委員会の依頼にて、「児童虐待防止に係る対応の徹底及び児童虐待防止研修」を各小中学校へオンライン研修を実施した。	A	対応者向けの媒体であるため、子どもの権利の観点から事業を実施していない。	-
						子育て支援課	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。 ▶副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に電子データを送付する。	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を小学校及び中学校で実施した。 ▶小学校の授業で活用する副読本指導書の電子データを市立小学校へ送付し活用を推進した。	A	①前年度のアンケート結果をもとに市立小・中学校での出張授業等の実施について検討。 ②副読本、広報冊子などの発行。 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 ③出張授業実施後に授業を受けた感想を書いてもらい、次回以降の出張授業に生かしている。 子ども条例・子ども相談室ほっとルームアンケートを中学1年生に実施した。	A
						児童青少年課	引き続き、研修や巡回指導を通じ、子どもの権利について指導を行う。	子ども相談室の人権擁護員を講師にお招きし、学童クラブ指導員全員を対象に研修を実施し、子どもの権利について指導員としての心構えを学ぶ機会を設けた。	A	①なし ②なし ③なし	A
						子育て支援課	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。 ▶副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に電子データを送付する。	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を小学校及び中学校で実施した。 ▶小学校の授業で活用する副読本指導書の電子データを市立小学校へ送付し活用を推進した。	A	①前年度のアンケート結果をもとに市立小・中学校での出張授業等の実施について検討。 ②副読本、広報冊子などの発行。 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 ③出張授業実施後に授業を受けた感想を書いてもらい、次回以降の出張授業に生かしている。 子ども条例・子ども相談室ほっとルームアンケートを中学1年生に実施した。	A
						児童青少年課	引き続き、研修や巡回指導を通じ、子どもの権利について指導を行う。	子ども相談室の人権擁護員を講師にお招きし、学童クラブ指導員全員を対象に研修を実施し、子どもの権利について指導員としての心構えを学ぶ機会を設けた。	A	①なし ②なし ③なし	A
14	重-1 重-3		子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供	第14条	子育て支援課	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。 ▶副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に電子データを送付する。	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を小学校及び中学校で実施した。 ▶小学校の授業で活用する副読本指導書の電子データを市立小学校へ送付し活用を推進した。	A	①前年度のアンケート結果をもとに市立小・中学校での出張授業等の実施について検討。 ②副読本、広報冊子などの発行。 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 ③出張授業実施後に授業を受けた感想を書いてもらい、次回以降の出張授業に生かしている。 子ども条例・子ども相談室ほっとルームアンケートを中学1年生に実施した。	A	
					児童青少年課	引き続き、研修や巡回指導を通じ、子どもの権利について指導を行う。	子ども相談室の人権擁護員を講師にお招きし、学童クラブ指導員全員を対象に研修を実施し、子どもの権利について指導員としての心構えを学ぶ機会を設けた。	A	①なし ②なし ③なし	A	
					子育て支援課	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。 ▶副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に電子データを送付する。	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を小学校及び中学校で実施した。 ▶小学校の授業で活用する副読本指導書の電子データを市立小学校へ送付し活用を推進した。	A	①前年度のアンケート結果をもとに市立小・中学校での出張授業等の実施について検討。 ②副読本、広報冊子などの発行。 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 ③出張授業実施後に授業を受けた感想を書いてもらい、次回以降の出張授業に生かしている。 子ども条例・子ども相談室ほっとルームアンケートを中学1年生に実施した。	A	
					児童青少年課	引き続き、研修や巡回指導を通じ、子どもの権利について指導を行う。	子ども相談室の人権擁護員を講師にお招きし、学童クラブ指導員全員を対象に研修を実施し、子どもの権利について指導員としての心構えを学ぶ機会を設けた。	A	①なし ②なし ③なし	A	
					子育て支援課	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。 ▶副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に電子データを送付する。	▶子ども条例副読本等を活用した出張授業を小学校及び中学校で実施した。 ▶小学校の授業で活用する副読本指導書の電子データを市立小学校へ送付し活用を推進した。	A	①前年度のアンケート結果をもとに市立小・中学校での出張授業等の実施について検討。 ②副読本、広報冊子などの発行。 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 ③出張授業実施後に授業を受けた感想を書いてもらい、次回以降の出張授業に生かしている。 子ども条例・子ども相談室ほっとルームアンケートを中学1年生に実施した。	A	
					児童青少年課	引き続き、研修や巡回指導を通じ、子どもの権利について指導を行う。	子ども相談室の人権擁護員を講師にお招きし、学童クラブ指導員全員を対象に研修を実施し、子どもの権利について指導員としての心構えを学ぶ機会を設けた。	A	①なし ②なし ③なし	A	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価	取組実績(令和6年度)(2)子どもの視点での評価	自己評価	
1-2-1	1-2-1	地域のシステムづくり										
		01	重-2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	中高生年代プロジェクトは、令和6年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A	①中高生が主体となってイベントの企画・立案を行った。来年度の実施に向けての工夫等を話し合った。 ②学校にチラシ・ポスターを掲載するなど事業の広報等を行った ③イベント後、アンケートを実施し、意見を聴取した。	A	
						みどり公園課	指定管理者の事業をはじめ、引き続き子ども対象の企画に取組む。	指定管理者が子どもが参加しやすい事業として「子どもスポーツ教室」、「プレイパーク」、「初心者インラインスケート教室」などの事業を実施した。	A	①令和5年度アンケートなどでの評価が高かったり、子どもが多く参加した事業を継続的に実施した。 ②指定管理者や実施主体のSNSで親向けに情報を発信した。 ③外遊びを通して様々な体験が生まれた。	A	
		02	重-4	児童館の親子で参加できる行事や企画の充実	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	乳幼児と保護者向けの事業について実施した。	A	①なし ②なし ③なし	A	
		03	重-2	【名称修正】R2～子ども参画による広報誌づくりの継続 <small>(【旧名称】子ども参画による広報誌づくりの実施)</small>	第13条	図書館	▶引き続き、対面のメリットである、意見が言いやすい雰囲気を作り、YA世代が自由に意見交換ができる編集会議を目指す。 ▶学校行事・部活動・定期テストや受験など、多忙な中高生がなるべく多く会議に参加できるよう、年度当初に各自のスケジュールを共有し、会議開催の候補日を早い時点で決めるなど、中高生の都合などを考慮した会議日程を設定するよう努める。	▶昨年度に引き続き、全ての回で対面による編集会議を実施することができた。活気のある会議となり、YA世代のより自由な発想やアイデアが出され、「CATCH」の誌面に活かされた。 ▶編集会議の日程は可能な限り早めに設定し、なるべく多くの編集者が参加できるよう努めた。また、編集委員と図書館担当者との連絡等はメールにて行い、部活や習い事等で多忙なYA世代が効率的に編集を担えるよう調整した。	A	①1年を通して編集作業を行うことにより、フレンドリーで意見が言いやすい雰囲気となり、YA世代が自由に意見交換ができる編集会議となった。このことにより記事のテーマ設定等において、自由な発想やアイデアが出ていた。YAの生の声が「CATCH」の誌面づくりに活かされた。 ②「CATCH」の市内全中学校への配布、図書館ホームページへの掲載、「西東京市子ども電子図書館」への掲載、「図書館だより」への掲載等 ③特になし	A	
	04	重-3	子ども調査の推進	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	児童館利用者等へのアンケートやヒアリングを実施した。	A	①様々なアンケートの実施や児童館内に意見箱を設置、利用者とのコミュニケーションをとるなどを行い、ニーズ調査を行った。 ②なし ③児童館運用に反映することにより、より満足度を高めることにつながった。	A		
					危機管理課	▶各団体との個別的なパトロール実施 ▶市報、ホームページ、イーなメールでの広報啓発活動 ▶防犯活動団体への補助金交付対象の拡大を検討 ▶小学校における地域安全マップ作製支援の実施 ▶春・夏・年末における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施 ▶各種機会を通じた防犯マニュアルの配布 ▶特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付 ▶特殊詐欺被害防止啓発用動画普及 ▶わんわんパトロールへの参加協力依頼 ▶あんぜんパワーアップ教室(防犯講話)・出前講座の実施	▶各団体との個別的なパトロール実施 ▶市報、ホームページ、イーなメールでの広報啓発活動 ▶防犯活動団体への補助金交付対象の拡大を検討 ▶小学校における地域安全マップ作製支援の実施 ▶春・夏・年末における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施 ▶各種機会を通じた防犯マニュアルの配布 ▶特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付 ▶特殊詐欺被害防止啓発用動画普及 ▶わんわんパトロールへの参加協力依頼 ▶あんぜんパワーアップ教室(防犯講話)・出前講座の実施	A	①子どもの意見の取り入れは実施しなかった。 ②市報、ホームページ、イーなメールでの広報の他、地域安全マップ作成支援やあんぜんパワーアップ教室に参加の子ども・保護者に対し周知を実施した。 ③市や地域の大人が子どもたちを見守っていることを伝えることで、子どもたちの安心感・体感治安の向上に繋がった。	A		
	05		防犯対策の充実	第4条 第6条 第11条	児童青少年課	▶引き続き、職員研修等を通じて防犯意識の向上を図っていく。 ▶「子ども110番ピーポくんの家」の総会を開催し、地域への情報共有を図る。	▶職員研修等を通じて防犯意識の向上を図った。 ▶「子ども110番ピーポくんの家」の総会を開催し、地域への情報共有を図った。	A	①なし ②一部の小学校区でピーポくんの家マップを作成し、子どもへ周知を図った。 ③なし	A		
					教育指導課	▶「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行う。 ▶市内全小学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行う。 ▶スクールガードリーダーによる市内全小学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図る。 ▶「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。	▶「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行った。 ▶市内全小学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行った。 ▶スクールガードリーダーによる市内全小学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図った。 ▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。	A	▶「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を生活指導主任会等で積極的に発信し、校内でも周知を行い児童・生徒が安全を意識して過ごすことができるよう指導・助言した。 ▶スクールガードリーダーによる市内全小学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し、登下校や放課後等の安全教育のより一層の質の向上を図った。 ▶「安全教育プログラム」を活用し、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。	A		

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	取組実績(令和6年度)(2)子どもの視点での評価			
									自己評価	自己評価		
1-2-1	08	重-2 重-4	【名称変更】R2～地域の人材発掘・養成・活用の推進 (【旧名称】地域の人材発掘・養成・活用の推進(プレイヤー・ファシリテーターとしての役割を担う人材を含む))	第4条 第7条	地域共生課	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都立高校への関わり方について検討する。 ▶ 小学校・中学校からの総合的な学習の時間への協力依頼に対し、登録ボランティア・ボランティア団体などと連携し、協力していく。 ▶ ボランティア活動啓発として「夏!体験ボランティア西東京2024」へ参加を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都立高校の防災体験活動に協力した。 ▶ 小学校・中学校からの総合的な学習の時間への依頼に対し、障がい当事者(盲導犬)の協力により実施し、児童、生徒へ学びの機会を提供した。 ▶ 「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナーを設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。 ▶ 6月開催の小学校自主校長会にて「夏!体験ボランティア西東京2024」の周知をした。 	A	「夏!体験ボランティア西東京2024」について ①電話にて、活動証明書の発行についての要望が寄せられたため取り入れた。 ②小学校自主校長会に参加し、周知した。 ③目指す職業を体験でき意義のある時間だった、新しい発見ができ知見が広がったなどの声が寄せられた。	A		
						日本語を母語としない子どもが学習、相談及び交流できる地域の拠点として「多文化キッズサロン」を設置し、運営を行う。	日本語を母語としない子どもが学習、相談及び交流できる地域の拠点として「多文化キッズサロン」を設置した。(学習事業については教育指導課が担当) 事業内容:日本語を母語としない子どもが学習、相談及び交流できる地域の拠点 利用実績:学習者数延べ36人、相談243件、交流事業23件	A	①対象者が日本語を母語としない子どもであり、開設後に対象児童が通うことから、令和6年度時点での意見反映は予定していない。 ②開設にあたり、案内チラシを各学校へ送付し周知を実施した。	A		
						<ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き、市の有する広報媒体を活用し、子ども向けの情報発信の充実に努める。 ▶ 市報の紙面の中で「子育て」欄を設けるなど、子育てに特化した情報提供をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市報や市のホームページなどの広報媒体を活用し、子ども向けの情報発信の充実に努めた。 ▶ 各課が行う子ども向けイベントの情報発信を充実するため、ホームページのキッズページブランディングエリアの活用方法や、わかりやすく興味を持てるようなページ作りの手法を広報連絡会議や広報研修を通じて周知啓発を行った。 	A	②市報の作成において、写真やイラストを用いるなどして、子どもたちが興味を持てるよう工夫を行ったほか、多摩六都科学館コラム記事では、漢字にルビをふるなどして、読みやすくなるように工夫を行った。	A		
						子どもに必要な情報を届けるしくみの整備	第13条	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。 ▶ 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、子どもに読みやすい内容となるよう心掛ける。 ▶ 「ほっとルーム通信」を市内在住の全小・中学生に配布するほか、市内の高等学校や公共施設等に配布を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ キッズページの「なやみごと相談室」に子どもLINE相談のページを設置しているほか、子ども相談室と子どもLINE相談について子どもの目に留まりやすいようにキッズページの新着情報に掲載した。 ▶ 子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 ▶ 「ほっとルーム通信」は、市内在住の全小・中学生に配布したほか、市内の高等学校や公共施設に配布を行った。 	A	①子どもLINE相談事業について、子ども自身に知ってもらうため、中高校世代を対象に事業のポスターデザインを募集し、選ばれた作品は、市内の小・中・高等学校、図書館等に掲示を依頼した。作品の選考の際に、子ども自身の意見も取り入れた。応募のあった作品は市HPで公表している。 ②子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。子ども相談室と子どもLINE相談について、市HPのキッズページのブランディングエリアに子どもが親しみやすいイラストを用いて周知。 ③アンケートの実施。	A
								<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和6年度も配布・実施予定。 ▶ より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語による生活便利帳の冊子を配布した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。 ▶ 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した「くらしの情報」を毎月1回市HPに掲載した。 	A	対象を子どもに限定しておらず、子どもを対象とした意見聴取を予定していない。	-
						子ども向け情報提供方法の検討	第13条	市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努めた。 ▶ LINEのセグメント配信を活用し、子供向けイベントの情報を希望する市民に向けて、情報提供を行った。 	A	②子ども記者による市報一面特集号の発行を通じて、子どもの視点による情報発信を行ったほか、子ども記者と同世代の層にも興味を持ってもらう狙いを持って取り組みを行った。	A
								引き続き、興味を持てるような広報紙づくりに努める。 教育計画概要版「やさしい版」を子どもたちに電子配布し普及、啓発に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 西東京の教育は、部内の編集会議を活用し内容の充実化を図り、イベント情報をまとめるなどの工夫を行った。 ▶ 実施したイベントのチラシなどについて秘書広報課と相談しながら充実を図った。また、実施後の事業についてもホームページで写真を使ってわかりやすく掲載した。 	A	②事業の実施にあたっては、学校を通じてチラシを児童・生徒に配布し、周知に努めた。参加者のアンケートからはチラシによる応募の割合が高くなっていた。	A
								西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したり、自ら学習計画を立てるよう指導・助言する。	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したりできるような学習計画を立てるよう指導・助言した。	A	児童・生徒が自ら主体的に学ぶために、一人一人が課題を見つけて学習に見通しを立ててタブレット端末	A

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価	取組実績(令和6年度)(2)子どもの視点での評価 ①事業実施にあたり、子どもの意見を取り入れたり反映したか(どのように取り入れ、反映したか) ②子どもに事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行ったか。(工夫した点など) ③この事業を行うことにより、子どもにどのような効果・影響があったか。(実施後アンケートや実施後にもらった意見など)	自己評価
1-2-2 居場所づくり											
01	重-2 重-3	子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進	第12条 第13条	子育て支援課	令和5年度に作成した「子ども施策に対する子どもの意見を得るための手引」手引について職員を対象とした研修を実施し、内容を周知することで取組を推進する。	▶「子ども施策に対する子どもの意見を得るための手引」について職員を対象とした研修を実施した(参加人数67名)。 市内の各課の子どもの意見表明機会の重要性に対する意識の醸成をすることができた。	A	市内向けの取組みであるため、①～③を実施していない。	-		
				みどり公園課	多世代の人々が集う憩いと交流の場をつくり、意見交換できる機会を増やしていく。	泉小わくわく公園地域協議会と指定管理者が花壇活動協働活動やイベントの企画準備等について意見交換を行った。 多世代の人々が集う憩いと交流の場をつくり、公園の利活用の推進に繋げることができた。	A	①子ども向けの出店を多くした。 ②協議会員それぞれが関係する分野に周知を行い、様々な世代の参加を促した。 ③アンケートでは子どもが遊びや体験をたくさんすることができたと好評であった。	A		
	02		子ども参画による生涯学習事業の推進	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	▶音楽イベント等の規模の大きなイベントを実施した。 ▶中高生年代プロジェクトは、令和5年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A	①中高生が主体となってイベントの企画・立案を行った。来年度の実施に向けての工夫等を話し合った。 ②学校にチラシ・ポスターを掲載するなど事業の広報等を行った ③イベント後、アンケートを実施し、意見を聴取した。	A	
	03	重-4	児童館の再編成と機能の充実	第12条 第13条	児童青少年課	児童館の再編整理及び学童クラブの過密化対策に向けた取り組みとして、公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを進める。	公共施設等総合管理計画に基づく実行計画の素案を作成し、学童クラブ過密化対策方針を策定した。	A	①アンケート調査を行い、広く中高生の意見を収集し、児童館の整備に向けて、調整を行った。 ②なし ③なし	A	
	04	重-5	青少年センター機能の充実	第12条 第13条	児童青少年課	引き続き、中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上する。 また、中高生特化型児童館準備会を開催し、特化型児童館のあり方を中高生委員と共に検討する。	中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上することができた。 また、中高生特化型児童館準備会を開催し、特化型児童館のあり方を中高生委員と共に検討することができた。	A	①アンケート調査を行い、広く中高生の意見を収集し、児童館の整備に向けて、調整を行った。 ②なし ③なし	A	
05	重-2 重-6	屋内外の居場所の充実	第12条	児童青少年課	▶児童館ランチタイムについては、全館実施する。 ▶サマー子ども教室については、令和5年度の2校に1校を加えた、計3校で実施する。	▶児童館ランチタイムの実施館を拡充を検討した。 ▶サマー子ども教室は、より多くの児童が参加できるように、定員を増やして実施することを検討した。	A	①③前回実施時に利用者の声を聞き取り、改善等を行った。 ②市報・HPなどにおいて周知し、定員を埋める環境となった。	A		
				文化振興課	継続して実施する。	▶保谷こもれびホールの1階エントランスホールを学習や読書、団らん等で活用できるフリースペースとして活用した。 ▶コール田無のロビーや2階のコミュニティルームを子どもたちの居場所・学習場所として活用した。 ▶西東京市民文化プラザ1階に学習コーナーを設置した。	A	施設管理者の立場から、子どもを含む利用者の意見があれば聴取、対応している。	A		
				スポーツ振興課	▶スポーツセンター個人開放事業 (バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) ▶総合体育館個人開放事業 (バスケットボール・バドミントン・卓球) ▶きらっと個人開放事業 (バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) ▶屋外施設(向台グラウンド又は市民公園グラウンド)開放事業(サッカー) 上記の事業は指定管理者が実施予定	▶スポーツセンター個人開放事業 (バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) ▶総合体育館個人開放事業 (バスケットボール・バドミントン・卓球) ▶きらっと個人開放事業 (バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) ▶あそびバ(幼少期の子どもの対象とした運動・あそびを中心に習得できるイベント) ▶屋外施設無料開放(向台グラウンド) 上記の事業を指定管理者が実施した	A	①③すべての事業で実施はしていないが、アンケートを行い、事業の参考にしている。 ②市ホームページや指定管理者のLINEで周知している。	A		
第12条	みどり公園課	「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」に基づき、一般開放及び四季折々のイベントを行い、子どもたちも含めた市民の皆さんに、市内にある貴重な自然を活用してもらえるよう検討していく。	「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」に基づき、年間24回の一般開放及び四季折々のイベントを年間4回行い、子どもたちにとっても地域の文化・自然を感じられる居場所として楽しめるような事業を実施した。	A	①イベントでは季節ごとに屋敷林の自然や文化に触れられる体験コーナーを設けた。 ②市HP・LINEの他、市立の小中学校にポスターの掲示依頼を行った。 ③体験を通じて自然や文化に触れることができた。	A					

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	取組実績(令和6年度)(2)子どもの視点での評価	
									自己評価	自己評価
1-2-2	06	重-4	学校等の活用による放課後の居場所の充実	第12条	児童青少年課	引き続き社会教育課及び学校施設開放運営協議会と連携し、放課後の居場所について検討する。	各小学校での放課後子ども教室が、徐々に活発化されると同時に、学童クラブとの連携の機会も増加した。学童クラブ在籍児童が利用できるよう社会教育課及び学校施設開放運営協議会と調整を行った。また、放課後子ども教室の時間を使い「遊びの教室」を実施し、運営の活性化に協力をした。	A	①なし ②なし ③なし	A
					社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ▶全小学校において放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図る。 ▶学習活動の機会提供の実施校数を継続的に実施するとともに、多様な団体と協働しながら実施していく。 ▶放課後子供教室事業と地域生涯学習事業の事業目的や位置づけの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習を実施し、子供の居場所づくりに取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶全小学校において放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図った。 ▶学習機会の機会提供の実施校数においても全18校で実施に至った。さらには、令和5年度と比較して実施日数が22日の増加となり、様々な団体と協働して実施となった。 	A	子どもたちが興味を抱くようなおたよりを作成して配布するなど、広報・周知を図って、子どもたちの参加を促した。	A
	08	重-6	おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施	第12条	総務課 危機管理課 (R5年度～)	<ul style="list-style-type: none"> ▶保谷庁舎については、自然を感じられる居場所として引き続き一時開放を継続する。 ▶田無庁舎については、庁舎自体には引き続き子どもの遊び場確保が困難であるため周辺施設も含めた敷地内での子どもの遊び場確保について検討を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶田無庁舎内で子どもの遊び場確保が困難であり、周辺施設も含めた子どもの遊び場確保について達成できなかった。 ▶田無庁舎2階ロビーにおいて子どもを含めた市民のくつろげる場所として、椅子とテーブルの設置台数を増やした。また、環境保全課が実施した夏季期間のクールシェアスポットとして、1階と2階ロビーを市民利用に提供した。 ▶保谷庁舎については、自然を感じられる居場所として引き続き一時開放を継続する。 	B	①子どもの意見の取り入れは実施しなかった。 ②田無庁舎については、環境保全課がクールシェアスポット開設をホームページで広報した。保谷庁舎についてはホームページ、及び横断膜等で市民広場利用に関する周知を引き続き実施した。 ③保谷庁舎では、保育園児など多くの子ども達の利用に繋がった。	C
					文化振興課	継続して実施する。	コール田無:ピッコロ広場(乳幼児交流施設)を併設している。	A	子ども家庭支援センターが事業を実施するため、子どもの意見等を直接聴取する立場にないが、施設管理者の立場から事業を実施する子ども家庭支援センターに協力する体制にある。	-
					公民館	<ul style="list-style-type: none"> ▶令和5年度末において田無公民館ロビーのみ、公衆無線LAN(フリーWi-Fi)が整備されている。令和6年度に、他の5館のロビーにも公衆無線LAN(フリーWi-Fi)を設置し、子どもの居場所としての環境を整える。 ▶引き続き、芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶設置済みの田無公民館を除く5館のロビーに公衆無線LAN(フリーWi-Fi)環境を整備した。各館、小学生、中学生が放課後の居場所や学習スペースとして活用している。 ▶芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・以前から公民館では夕方以降の中高生の学習スペースとして各館多くの利用があり、インターネット環境の整備についての要望が上がっていたこともあり実施した。 ・整備後、パソコンやタブレットを用いて学習する学生が増えた。 	A
	10		子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	第11条	文化振興課	継続して実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ▶市民まつりについて、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもたちがより楽しめる取組である子どもゾーンの拡充を行った。 ▶保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもたちを対象とした事業を9事業を実施し、3,057人が参加した。 	A	指定管理者が参加者にアンケートを行い、満足度や企画案の参考としている。	A
					スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ▶10月(スポーツの日)に市民スポーツまつりを実施予定。 ▶秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施予定。 ▶6月・12月に早稲田大学野球教室を実施予定。 ▶2月にリレーマラソン大会を実施予定。 ▶スポーツ推進委員主管事業として、ドッジボール事業を7月に小学生3・4年生対象、2月に小学生5・6年生対象で実施予定。 ▶指定管理者主催事業として、親善ジュニア野球教室(夏季)スポーツフェスティバル(11月)、ジュニアサッカー教室(12月)等、自主事業を実施予定。 ▶その他各種教室を通年で実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶10月14日(スポーツの日)に市民スポーツまつりを実施 ▶秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施 ▶6月・12月に早稲田大学野球教室を実施 ▶スポーツ推進委員主管事業として、ドッジボール事業を7月に小学生3・4年生対象、2月に小学生5・6年生対象で実施。 ▶7月に指定管理者主催事業として、東京ドーム親善ジュニア野球教室を実施。 ▶11月に「スポーツフェスティバル」を実施実施 ▶12月に李忠成さんによるサッカー教室を実施 ▶1月に「親子で工作」を実施 ▶2月にリレーマラソン大会を実施 ▶その他各種教室を通年で実施した。 	A	①・③すべての事業で実施はしていないが、アンケートを行い、事業の参考にしている。 ②市ホームページや指定管理者のLINE・チラシ配布、体育協会ホームページで周知している。	A

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	取組実績(令和6年度)(2)子どもの視点での評価	
									自己評価	自己評価
1-2-2	10	子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	第11条	公民館	子ども及び子どもとその保護者を対象とした多様な事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもとその保護者対象の文化・芸術・スポーツに関する事業 5事業・延べ25回実施 <ul style="list-style-type: none"> 陶芸、藍のたたき染め、百人一首、二胡、ポッチャ 青少年対象の文化・芸術・スポーツに関する事業 5事業・延べ44回実施 <ul style="list-style-type: none"> K-POPダンス、中学生ボランティア活動、中高生が企画する小学生向け防災講座、夏休み青少年ウィーク、軽音講座 	A	<ul style="list-style-type: none"> 通常の広報に加え、学校にチラシ配布の協力を依頼した。 講座の内容だけでなく、発表や企画運営を通して他の学校の生徒や地域の大人たちと関わる機会となり、また今回の参加者が経験者として次の世代へ引き継いでいく展開を見せる事業もあった。 	A	
				図書館	<p>【課題】 YA世代が参加しやすい日程(開催時期・時間)の調整</p> <p>【取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一日図書館員 図書館バックヤードツアー 児童向け参加型行事の実施 YA向けワークショップ「消しゴムはんこ教室」 YA向け「子ども電子図書館を使ったビブリオバトル」 児童・YA向け自由研究応援企画『自分だけの誕生日新聞をつくろう』 	<ul style="list-style-type: none"> 課題としていたYA世代が参加しやすい日程調整として、夏休みや春休みを設定し、実施した。 一日図書館員 参加者65名(小学生59名・中学生6名) 図書館バックヤードツアー(中央図書館12月26日・12名参加)ひばりが丘図書館(12月26日・23名参加) 「いっしょにあそぼうわらべうた」(各日全2回)10月20日 16名参加、令和7年2月2日 25名参加 YA向けワークショップ「消しゴムはんこで自分だけの蔵書印をつくろう!」7月27日・28日 18名参加 ワタシに響いた「1行」の読書会。-大切な1行でビブリオトーク- 令和7年3月15日 9名参加 自由研究応援企画『自分だけの誕生日新聞をつくろう』 51名参加 MUFG PARK 1st Anniversary(1周年記念イベント)6月23日 18名参加(1、2歳向け保護者を含む) 22名(3歳以上保護者を含む) 「Play day with Good Books and Toys ~絵本とおもちゃで世界を知ろう!~」7月14日 23名参加 	A	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもが参加しやすい日程を調整した。 ②市報・図書館ホームページ・館内ポスター等 ③様々な事業で、参加した子どもたちから楽しかったというコメントが多く寄せられた。 	A	
	12	重-6	図書館の子どもスペースの充実	第12条	図書館	引き続き、中高生のニーズを積極的に取り入れながら、新しい情報に留意し、資料の購入を進め、中高生が活用しようと興味・関心を持つ魅力ある書架づくりを継続する。	中央図書館では、保谷中学校の図書室と連携し、館内に同校図書委員会によるおススメ本の展示コーナーを設けた。 保谷中学校前期図書委員コラボ展示 10月16日～11月30日 保谷中学校後期図書委員コラボ展示 令和7年1月24日～2月28日	A	<ul style="list-style-type: none"> ①図書委員会の生徒が展示資料の選書・手書きのPOP作成を行った。目を引く装飾で、魅力的なコーナーとなった。 ②展示の様子を図書館ホームページに掲載した。 ③中学生が選んだおすすめ本の展示は、同世代の利用者の関心・興味を引く機会となった。また、大人が展示資料を手取る様子も見られた。 	A
	15	身近にボール遊びのできる場所の検討	第12条	児童青少年課	継続して実施する。	学校施設の放課後等で利用できる時間帯を調整を行い、多くの子どもが、安全にボール遊びを楽しめるよう工夫した。	A	<ul style="list-style-type: none"> ①多くの子どもが楽しく過ごせる環境を整えるために、利用者との日々のコミュニケーションを強化し、利用状況の改善・工夫に努めた。 ②なし ③なし 	A	
				スポーツ振興課	健康広場、芝久保運動場、市民公園グラウンドでの個人開放事業(指定管理者)を実施予定	向台グラウンド、健康広場、芝久保運動場での個人開放事業(指定管理者)を実施した。	A	<ul style="list-style-type: none"> ①・③アンケート形式ではないが、利用者の意見を参考に事業を実施している。 ②市ホームページや指定管理者のLINEで周知している。 	A	
				みどり公園課	引き続き、まり遊びについての周知に努めていく。	ルールを守って公園を利用してもらうため、看板設置などにより、まり遊びについて周知を行った。	A	<ul style="list-style-type: none"> ①小さな子どもあわらかいボールを使った遊びをできる機会を創出した。 ②各公園に看板の設置や更新を行った。 ③まり遊びを通じた健康増進の場になった。 	A	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和6年度)の課題・取組予定	取組実績(令和6年度)(1)事業の評価	自己評価	取組実績(令和6年度)(2)子どもの視点での評価	自己評価
2 おとな(親)になることを支える											
2-1 心身及び経済的な自立											
	02	重-5		社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討	第9条	児童青少年課	第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての調査、情報交換等を行う。	第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについてのヒアリングや情報交換を行うことができた。	A	①今後の子どもへの意見の取り入れ方法について、検討を行った。 ②なし ③なし	A
						児童青少年課	▶ひきこもりの所管については、健康福祉部地域共生課に移す。 ▶児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、引き続き、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行う。	▶ひきこもりの所管について、健康福祉部地域共生課に移した。 ▶児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行った。	A	①なし ②ひきこもりの所管について、地域共生課に移した後も、窓口にてリーフレット等を配布し、子どもたちや保護者に周知を行った。 ③なし	A
	03	重-7		青少年のしゃべる場の設定	第13条	児童青少年課	継続して実施する。	様々な機会をとらえて青少年が自分の考えや意見を言える場の提供に努めた。	A	①多くの子どもが楽しく過ごせる環境を整えるために、利用者との日々のコミュニケーションを強化し、利用状況の改善・工夫に努めた。 ②なし ③なし	A
	04	重-7		【新規】R2～青少年月間における事業実施	第4条	児童青少年課	継続して実施する。	各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の支援を行った。	A	①中高生が主体となってイベントの企画・立案を行った。来年度の実施に向けての工夫等を話し合った。 ②学校にチラシ・ポスターを掲載するなど事業の広報等を行った ③(参加者に参加した感想を聞いたり、アンケートを取ったか?を記載してください)	A
	07			【名称変更】R2～学校教育全体を通して行うキャリア教育の推進 (【旧名称】学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進)	第10条	教育指導課	▶中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図る。 ▶児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行う。 ▶キャリア担当者連絡会等を活用し、各学校の情報交換していく。	▶特別活動を充実させ、中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図った。 ▶児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行った。 ▶キャリア担当者連絡会等を活用し、情報交換を行った。	A	▶生徒が主体的に自分の進路について学べるよう中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図った。 ▶キャリア・パスポート活用を通して、自己を見つめるとともに、児童・生徒が学期終わりに頑張ったこと等を振り返り、自己の成長について考え、保護者とも共有する等、キャリア教育の充実を図った。	A
	09	重-7		子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり	第4条 第13条	児童青少年課	第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての調査、情報交換等を行う。	第12期青少年問題協議会において、協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについてのヒアリングや情報交換を行うことができた。	A	①今後の子どもへの意見の取り入れ方法について、検討を行った。 ②なし ③なし	A
						児童青少年課	継続して実施する。	▶中高生年代プロジェクトは、令和6年度に引き続き会場開催にて実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。 ▶育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会については、5年ぶりに実施することができた。	A	①中高生が主体となってイベントの企画・立案を行った。来年度の実施に向けての工夫等を話し合った。 ②学校にチラシ・ポスターを掲載するなど事業の広報等を行った ③イベント後、アンケートを実施し、意見を聴取した。	A